

神奈川県弁護士会総合法律相談センター受任事件弁護士報酬審査の手引き

第1章 総則

(目的)

第1条 本手引きは、神奈川県弁護士会総合法律相談センター運営規則（規則第176号）第14条第2項に定める副所長又は法律相談センター運営委員会（同条第3項により神奈川県弁護士会調査室が代行する場合を含む。以下同じ。）による承認の可否の審査にあたり、適正かつ妥当な弁護士報酬の額についての考え方を示すことを目的とする。

(趣旨)

第2条 神奈川県弁護士会総合法律相談センターの法律相談又は斡旋（顧問弁護士の斡旋を除く。）を経て訴訟事件その他の法律事務（以下「事件等」という。）を受任する場合の弁護士報酬の額は、弁護士保険を利用する場合について定めた第44条に該当する場合を除き、本手引きに定める限度額を超えない範囲で諸事情を考慮した適正かつ妥当な額である場合に、これを承認する。

2 次の各号のいずれにも該当する場合には、前項の規定にかかわらず、弁護士報酬の額を、本手引きに定める限度額を超えて、適正かつ妥当な範囲内で増額することができる。

(1) 依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、又は審理若しくは処理が著しく長期にわたるときその他特段の事情が存するため、本手引きに定める限度額を超えない範囲では弁護士報酬の適正かつ妥当な額が算定できないこと

(2) 副所長又は法律相談センター運営委員会に対し、個別具体的な理由を示して承認を求めていること

(弁護士報酬の種類)

第3条 本手引きにいう弁護士報酬とは、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料及び日当をいう。

2 前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
手数料	原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

(事件等の個数等)

第4条 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、被疑者弁護事件及び再審請求事件並びに裁判外の事件等は当初に依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、第3章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、本手引きに特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受領することができる。

2 被疑者弁護事件が被告人弁護事件に移行した場合、当初に依頼を受けた事務の範囲が被疑者弁護事件に限られていたときは、被告人弁護事件につき、別件とすることができる。

3 少年の被疑者弁護事件が少年保護事件に移行した場合、当初に依頼を受けた事務の範囲が被疑者弁護事件に限られていたときは、少年保護事件につき、別件とすることができる。

4 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行した場合、当初に依頼を受けた事務の範囲が裁判外の事件等に限られていたときは、裁判上の事件につき、別件とすることができる。

(弁護士の報酬請求権)

第5条 弁護士報酬は、各依頼者に対し、1件ごとに受領することができる。

2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、適正かつ妥当な弁護士報酬の算定に当たり、各号の事情を考慮するものとする。

(1) 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき

(2) 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等を受任し、委任事務処理の一部が共通であるとき

3 1件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、各弁護士は、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を受領することができる。

(1) 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。

(2) 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき

(消費税に相当する額)

第6条 本手引きに定める額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まない。

第2章 書面による鑑定料

(書面による鑑定料)

第7条 書面による鑑定料の限度額は、次表のとおりとする。

書面による鑑定料の限度額	25万円
--------------	------

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第8条 本節の着手金及び報酬金については、本手引きに特に定めのない限り、着手金の限度額は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金の限度額は、委任事務処理により確保した経済的利益の額を、それぞれ基準として算定する。

(経済的利益—算定可能な場合)

第9条 前条の経済的利益の額は、本手引きに特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- (1) 金銭債権は、債権総額(利息及び遅延損害金を含む。)
- (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- (4) 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額
- (5) 所有権は、対象たる物の時価相当額
- (6) 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- (9) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- (10) 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額
- (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- (13) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
- (14) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- (15) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額)

(経済的利益算定の特則)

第10条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、経

済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額する。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。

(1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき

(2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき

(経済的利益—算定不能な場合)

第11条 第9条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とする。

2 前項の額は、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正かつ妥当な範囲内で増減額することができる。

(民事事件の着手金及び報酬金)

第12条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件（次条に定める紛争解決センター等事件を除く。以下、総称して「民事事件」という。）の着手金及び報酬金の限度額は、本手引きに特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金の限度額	報酬金の限度額
125万円以下の部分	10万円	16%
125万円を超え300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3000万円以下の部分	5%	10%
3000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

(調停事件及び示談交渉事件)

第13条 調停事件、示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件及び弁護士会が主宰する紛争解決センター等の裁判外紛争解決機関への申立事件（以下「紛争解決センター等事件」という。）の着手金及び報酬金の限度額は、本手引きに特に定めのない限り、それぞれ前条又は第16条第1項の各規定を準用する。

2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は紛争解決センター等事件を受任するときの着手金の限度額は、本手引きに特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

(1) 民事事件

経済的利益の額	着手金の限度額
250万円以下の部分	10万円
250万円を超え300万円以下の部分	4%
300万円を超え3000万円以下の部分	2.5%

3000万円を超え3億円以下の部分	1.5%
3億円を超える部分	1%

(2) 手形、小切手事件

経済的利益の額	着手金の限度額
250万円以下の部分	5万円
250万円を超え300万円以下の部分	2%
300万円を超え3000万円以下の部分	1.25%
3000万円を超え3億円以下の部分	0.75%
3億円を超える部分	0.5%

3 示談交渉事件、調停事件又は紛争解決センター等事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金の限度額は、前項を準用する。

(労働審判申立事件)

第14条 労働審判申立事件の着手金及び報酬金の限度額は、それぞれ第12条の規定により算定された額の3分の2とする。ただし、その額が10万円以下となるときは、10万円を限度額とする。

2 労働審判申立事件から引き続き通常訴訟事件を受任するときの着手金の限度額は、第13条第2項の規定を準用し、報酬金の限度額は、第12条の規定を準用する。

(契約締結交渉)

第15条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金の限度額は、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金の限度額	報酬金の限度額
300万円以下の部分	10万円	4%
300万円を超え700万円以下の部分		2%
700万円を超え3000万円以下の部分	1%	2%
3000万円を超え3億円以下の部分	0.5%	1%
3億円を超える部分	0.3%	0.6%

2 契約締結に至り報酬金を受領したときは、契約書その他の文書を作成した場合であっても、報酬金のほかに手数料を受領することはできない。

(督促手続事件)

第16条 督促手続事件の着手金の限度額は、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金の限度額
250万円以下の部分	5万円
250万円を超え300万円以下の部分	2%

300万円を超え3000万円以下の部分	1%
3000万円を超え3億円以下の部分	0.5%
3億円を超える部分	0.3%

2 督促手続が通常訴訟に移行したときの着手金の限度額は、第12条又は次条の規定により算定された額と前項の規定により算定された額との差額とし、報酬金の限度額は、第12条の規定を準用する。

3 督促手続事件の報酬金の限度額は、第12条又は次条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを受領することができない。

4 前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金及び報酬金を受領することができる。この場合の着手金の限度額は、第12条の規定により算定された額の3分の1とし、報酬金の限度額は、同条の規定により算定された額の4分の1とする。

(手形、小切手訴訟事件)

第17条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金の限度額は、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金の限度額	報酬金の限度額
125万円以下の部分	5万円	8%
125万円を超え300万円以下の部分	4%	8%
300万円を超え3000万円以下の部分	2.5%	5%
3000万円を超え3億円以下の部分	1.5%	3%
3億円を超える部分	1%	2%

2 手形、小切手訴訟が通常訴訟に移行したときの着手金の限度額は、第12条の規定により算定された額と前項の規定により算定された額との差額とし、報酬金の限度額は、第12条の規定を準用する。

(離婚事件)

第18条 離婚事件の着手金及び報酬金の限度額は、次表のとおりとする。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金の限度額
離婚調停事件又は離婚交渉事件	それぞれ40万円
離婚訴訟事件	それぞれ50万円

2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金の限度額は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とする。

3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金の限度額は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とする。

4 前3項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときの着手金及び報酬金の限度額は、前3項の着手金及び報酬金の限度額に、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、

第12条又は第13条の規定により算定された着手金及び報酬金の限度額を加算した額とする。

(境界に関する事件)

第19条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟事件、交渉事件、調停事件、紛争解決センター等事件及び筆界特定申請事件の着手金及び報酬金の限度額は、次表のとおりとする。

事件の内容	着手金の限度額	報酬金の限度額
訴訟事件	50万円又は第12条の規定により算出された着手金の額のいずれか高い額	50万円又は第12条の規定により算出された報酬金の額のいずれか高い額
交渉事件、調停事件、紛争解決センター等事件及び筆界特定申請事件	40万円又は第12条の規定により算出された着手金の額の3分の2の額のいずれか高い額	40万円又は第12条の規定により算出された報酬金の額の3分の2の額のいずれか高い額

2 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件、紛争解決センター等事件又は筆界特定申請事件を受任するときの着手金の限度額は、第1項の規定により算定された額の2分の1とする。

3 境界に関する調停事件、紛争解決センター等事件、筆界特定申請事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金の限度額は、第1項の規定により算定された額の2分の1とする。

(借地非訟事件)

第20条 借地非訟事件の着手金の限度額は、借地権の額を基準として、次表のとおり算定する。

借地権の額	着手金の限度額
5000万円以下の場合	40万円
5000万円を超える場合	前段の額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額

2 借地非訟事件の報酬金の限度額は、次のとおりとする。

(1) 申立人については、申立てが認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第12条の規定により算定された額

(2) 相手方については、その申立てが却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第12条の規定により算定された額

3 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は紛争解決センター等事件を受任するときの着手金の限度額は、第1項の規定による額の2分の1とする。

4 借地非訟に関する調停事件、紛争解決センター等事件又は示談交渉事件から引き続き借地

非訟事件を受任するときの着手金の限度額は、第1項の規定による額の2分の1とする。

(保全命令申立事件等)

第21条 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金の限度額は、審尋又は口頭弁論を経る見込みの有無に応じて、それぞれ次の額とする。ただし、その額が10万円以下となるときは、10万円を限度額とする。

(1) 上記手続を経る見込みなし 第12条の規定により算定された額の2分の1

(2) 上記手続を経る見込みあり 第12条の規定により算定された額の3分の2

2 前項の事件については、その事件が重大又は複雑であるときのみ、次の各号に応じた金額を限度額とする報酬金を受領することができる。

(1) 審尋又は口頭弁論を経ないとき 第12条の規定により算定された額の4分の1

(2) 審尋又は口頭弁論を経たとき 第12条の規定により算定された額の3分の1

3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第12条の規定に準じて報酬金を受領することができる。

4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受領することができるものとし、その限度額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。

5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受領することができる。

(民事執行事件等)

第22条 民事執行事件の着手金の限度額は、第12条の規定により算定された額の2分の1とする。

2 民事執行事件の報酬金の限度額は、第12条の規定により算定された額の4分の1とする。

3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受領することができる。ただし、着手金の限度額は、第12条の規定により算定された額の3分の1とする。

4 執行停止事件の着手金の限度額は、第12条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。

5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第12条の規定により算定された額の4分の1を限度額とする報酬金を受領することができる。

(事業者の倒産整理事件)

第23条 事業者（事業者であっても、経営実態や規模等の実情からすれば、非事業者として扱うことが適切である場合を除く。以下同じ。）の破産、民事再生、特別清算及び会社更生の各事件の着手金の限度額は、次の各号のとおりとする。ただし、上各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれるものとする。

(1) 自己破産事件 100万円

(2) 自己破産以外の破産事件 100万円

- (3) 民事再生事件 200万円
- (4) 特別清算事件 200万円
- (5) 会社更正事件 400万円

2 前項の各事件の報酬金の限度額は、第12条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、前項第1号の事件においては、依頼者が免責決定を得られたときに限り、報酬金を受領することができる。

3 自己破産申立事件を受任せずに免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）のみを受任した場合の着手金の限度額は、50万円とする。この場合の報酬金の限度額は、前項の規定を準用する。

（非事業者の自己破産事件）

第24条 非事業者（事業者であっても、経営実態や規模等の事情からすれば、非事業者として扱うことが適切である場合を含む。以下同じ。）の自己破産事件の着手金の限度額は、次の各号のとおりとする。ただし、第2項に定める例外がある。

(1) 債務の総額が1000万円以下の場合

債権者数	着手金の限度額
10社以下	20万円
11社から15社まで	25万円
16社以上	30万円

(2) 債務の総額が1000万円を超える場合 40万円

2 夫婦・親子等、関係ある複数人から受任し、同一裁判所で手続が同時に進行する場合、各人の着手金の限度額は、前項第1号の場合にあってはそれぞれ5万円を、第2号の場合にあってはそれぞれ10万円を減額した額とする。会社とその代表者個人の双方から受任した場合、代表者個人の着手金の限度額も、同様とする。

3 非事業者の自己破産事件の報酬金の限度額は、着手金の限度額と同額とする。ただし、免責決定が得られたときに限り、報酬金を受領することができる。

4 自己破産事件の処理中に、債権者との交渉、訴訟等によって過払い金の返還を受けた場合の報酬金の限度額は、前項に定める限度額に過払い金の額の20パーセントに相当する額を加算した額とする。

5 非事業者の任意整理事件又は個人再生事件（小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件をいう。以下同じ。）を受任した後、自己破産事件に移行した場合の着手金及び報酬金は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 任意整理事件を受任した後に自己破産事件に移行したときは、自己破産事件の着手金及び報酬金のみを受領することができる。ただし、自己破産事件に移行した時点で、一部の債権者と和解が成立していた場合には、当該債権者に関する部分に限り、任意整理事件の着手金及び報酬金を受領することができる。

(2) 個人再生事件を受任し、その申立後に自己破産事件に移行したときは、個人再生事件の

着手金に加え、自己破産事件の着手金及び報酬金を受領することができる。

(3) 個人再生事件を受任し、その申立前に自己破産事件に移行したときは、個人再生事件の着手金を受領することはできず、自己破産事件の着手金及び報酬金のみを受領することができる。

6 債権者が提起した訴訟に応訴するが、実質的な争いを伴わない場合は、応訴に関する着手金及び報酬金は受領することができず、日当のみを受領することができる。この場合の日当の限度額は、裁判所への出頭1回あたり1万円とし、総額で3万円を超えないものとする。債権者が提起した訴訟に応訴し、かつ実質的な争いを伴う場合には、自己破産事件の着手金及び報酬金のほか、当該訴訟事件について、本節の規定により算定された着手金及び報酬金を受領することができる。

7 自己破産事件の処理のため遠隔地の裁判所に出頭する場合の日当の限度額は、第41条の規定にかかわらず、2万円とする。

(事業者の任意整理事件)

第25条 事業者の任意整理事件の着手金の限度額は、100万円とする。

2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金の限度額は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価格（以下「配当原資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定する。

(1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

500万円以下の部分	15%
500万円を超え1000万円以下の部分	10%
1000万円を超え5000万円以下の部分	8%
5000万円を超え1億円以下の部分	6%
1億円を超える部分	5%

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

5000万円以下の部分	3%
5000万円を超え1億円以下の部分	2%
1億円を超える部分	1%

3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金の限度額は、第22条第2項の規定を準用する。

4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受領することができる。

(非事業者の任意整理事件)

第26条 非事業者の任意整理事件の着手金の限度額は、2万円に債権者数（同一債権者であっても、別の支店の場合には別の債権者として計算する。以下同じ。）を乗じた金額とする。

2 非事業者の任意整理事件の報酬金の限度額は、2万円に債権者数を乗じた額に、次の各号の一の額を加算した額とする。

- (1) 債権者に対して和解金を支払う場合には、当該債権者が主張する請求金額から当該債権者との和解金額を差し引いた額の10パーセントに相当する額
- (2) 債権者との交渉、訴訟等によって債権者から過払い金の返還を受けた場合には、当該債権者が主張する請求金額の10パーセントに相当する額及び返還を受けた過払い金の額の20パーセントに相当する額
- 3 債権者への和解金の支払いを代行する場合の手数料の限度額は、金融機関の送金手数料を含め、1回あたり1000円とする。
- 4 非事業者の自己破産事件又は個人再生事件を受任した後、非事業者の任意整理事件に移行した場合の着手金及び報酬金は、それぞれ次のとおりとする。
- (1) 自己破産事件又は個人再生事件を受任し、その申立後に任意整理事件に移行したときは、自己破産事件又は個人再生事件の着手金に加え、任意整理事件の着手金及び報酬金を受領することができる。
- (2) 自己破産事件又は個人再生事件を受任し、その申立前に任意整理事件に移行したときは、自己破産事件又は個人再生事件の着手金を受領することはできず、任意整理事件の着手金及び報酬金のみを受領することができる。
- 5 非事業者の任意整理事件の処理のため遠隔地の裁判所に出頭する場合の日当の限度額は、第41条の規定にかかわらず、2万円とする。
- 6 非事業者の任意整理事件を受任し、債権者と和解が成立した後、支払条件の変更等につき債権者と交渉する場合には、当該債権者に関しては別件とし、あらためて第1項の規定により算定された着手金及び第2項の規定により算定された報酬金を受領することができる。

(個人再生事件)

第27条 個人再生事件の着手金の限度額は、次表のとおりとする。

住宅資金特別条項の有無	着手金の限度額
なし	30万円
あり	40万円

- 2 個人再生事件の報酬金の限度額は、次表のとおりとする。ただし、再生計画認可決定が得られたときに限り報酬金を受領することができる。

債権者数	報酬金の限度額
10社以下	30万円
11社から20社まで	40万円
21社以上	50万円

- 3 個人再生事件の処理中に、債権者との交渉、訴訟等によって過払い金の返還を受けた場合の報酬金の限度額は、前項に定める限度額に過払い金の額の20パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 4 再生計画の履行にかかる支払いを代行する場合の手数料の限度額は、金融機関の送金手数料を含め、1回あたり1000円とする。

5 非事業者の任意整理事件又は非事業者の自己破産事件を受任した後、個人再生事件に移行した場合の着手金及び報酬金は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 任意整理事件を受任した後に個人再生事件に移行したときは、個人再生事件の着手金及び報酬金のみを受領することができる。ただし、個人再生事件に移行した時点で、一部の債権者と和解が成立していた場合には、その債権者に関する部分に限り、任意整理事件の着手金及び報酬金を受領することができる。

(2) 自己破産事件を受任し、その申立後に個人再生事件に移行したときは、自己破産事件の着手金に加え、個人再生事件の着手金及び報酬金を受領することができる。

(3) 自己破産事件を受任し、その申立前に個人再生事件に移行したときは、自己破産事件の着手金を受領することはできず、個人再生事件の着手金及び報酬金のみを受領することができる。

6 債権者が提起した訴訟に応訴するが、実質的な争いを伴わない場合は、応訴に関する着手金及び報酬金は受領することはできず、日当のみを受領することができる。この場合の日当の限度額は、裁判所への出頭1回あたり1万円とし、総額で3万円を超えないものとする。債権者が提起した訴訟に応訴し、かつ実質的な争いを伴う場合には、個人再生事件の着手金及び報酬金のほか、当該訴訟事件について、本節の規定により算定された着手金及び報酬金を受領することができる。

7 個人再生事件の処理のため遠隔地の裁判所に出頭する場合の日当の限度額は、第41条の規定にかかわらず、2万円とする。

8 民事再生法第235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）の着手金の限度額は、第1項の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金の限度額は、第2項の規定を準用する。

（行政上の不服申立事件）

第28条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金の限度額は、第12条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金の限度額は、同条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

第2節 刑事事件

（刑事事件の着手金）

第29条 刑事事件の着手金の限度額は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金の限度額
事案簡明な事件	40万円
前段以外の事件及び再審事件	75万円
再審請求事件	75万円

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事

務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審については事実関係に争いが無い情状事件をいう。

（刑事事件の報酬金）

第30条 刑事事件の報酬金の限度額は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容		刑事事件の結果	報酬金の限度額
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	40万円
		求略式命令	40万円
	起訴後	刑の執行猶予	40万円
		求刑された刑が軽減された場合	40万円
		上記以外で、弁護活動の成果が特に認められる場合	30万円
前段以外の刑事事件	起訴前	不起訴	75万円
		求略式命令	75万円
	起訴後（再審事件を含む。）	無罪	90万円
		刑の執行猶予	75万円
		求刑された刑が軽減された場合	75万円
		検察官上訴が棄却された場合	75万円
上記以外で、弁護活動の成果が特に認められる場合	50万円		
再審請求事件	再審が開始された場合	75万円	

2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ、結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

（刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等）

第31条 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く。）され、引き続き同一弁護士が起訴後の事件を別件として受任するときは、第29条に定める着手金を受領することができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。

（検察官の上訴取下げ等）

第32条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金の限度額は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第30条の規定を準用する。

（保釈等）

第33条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件については、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別

に、相当な額の着手金及び報酬金を受領することができる。

(告訴、告発等)

第34条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金の限度額は、次表のとおりとする。なお、依頼者との協議により着手金の額を超えない額の報酬金を受領することができる。

刑事事件の内容	着手金の限度額
事案簡明な事件	15万円
前段以外の事件	50万円

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件をいう。

(損害賠償命令)

第35条 損害賠償命令の手続の着手金及び報酬金の限度額は、第12条の規定を準用する。ただし、この場合の経済的利益の額は、依頼者の受ける実質的な経済的利益の額に応じたものとし、着手金の限度額は、第12条の規定により算定された額の2分の1とする。

2 損害賠償命令に対する異議の申立等により民事訴訟へ移行したときは、第4条の規定にかかわらず、1件の事件とみなす。

第3節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

第36条 少年事件（少年の被疑者弁護事件及び少年保護事件をいう。以下同じ。）の着手金の限度額は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金の限度額
被疑者弁護事件及び少年保護事件	40万円
抗告、再抗告及び保護処分の取消	40万円

2 少年事件の報酬金の限度額は次表のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金の限度額
嫌疑なし又は不十分に基づく家裁不送致及び非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	80万円
その他	40万円

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

第37条 被疑者弁護事件として受任した少年事件が家庭裁判所に送致され、引き続き同一弁護士が送致後の事件を別件として受任するときは、第36条に定める着手金を受領することができる。

2 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定による。

第4章 手数料

(手数料)

第38条 手数料の限度額は、本手引きに特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定する。この場合において、経済的利益の額の算定については、第9条ないし第11条の規定を準用する。

(1) 裁判上の手数料の限度額

項目	分類	手数料の限度額	
証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも、本案事件の着手金とは別に受領することができる。)			30万円
訴え提起前の和解 (本手数料を受領したときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、文書作成手数料を受領することはできない。)	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分 300万円を超え3000万円以下の部分 3000万円を超え3億円以下の部分 3億円を超える部分	10万円 1% 0.5% 0.3%
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第13条又は第17条ないし第19条の各規定により算定された額	
公示催告		訴え提起前の和解の示談交渉を要しない場合と同額	
倒産整理事件の債権届出			7万5000円
家事審判(家事事件手続法別表1にかかる家事審判事件)	1	後見・保佐・補助に関するもの	30万円
	2	1以外で複雑なもの	30万円
	3	1以外で簡易なもの	15万円
保護命令		30万円	

(2) 裁判外の手数料の限度額

項目	分類	手数料の限度額	
法律関係調査(事実関係調査を含む。)			12万5000円
	経済的利益の額が1000万円未満のもの		10万円

契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの	20万円
		経済的利益の額が1億円以上のもの	45万円
	非定型	300万円以下の部分	10万円
		300万円を超え3000万円以下の部分	1%
		3000万円を超え3億円以下の部分	0.3%
3億円を超える部分		0.1%	
公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する。		
内容証明郵便作成		弁護士名を表示する場合	5万円
		弁護士名を表示しない場合	3万円
遺言書作成	定型	15万円	
	非定型	300万円以下の部分	20万円
		300万円を超え3000万円以下の部分	1%
		3000万円を超え3億円以下の部分	0.3%
3億円を超える部分		0.1%	
公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する。		
遺言執行	基本	300万円以下の部分	30万円
		300万円を超え3000万円以下の部分	2%
		3000万円を超え3億円以下の部分	1%
		3億円を超える部分	0.5%
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を受領することができる。	

会社設立等	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額	
		1 0 0 0 万円以下の部分	4 %
		1 0 0 0 万円を超え 2 0 0 0 万円以下の部分	3 %
		2 0 0 0 万円を超え 1 億円以下の部分	2 %
		1 億円を超え 2 億円以下の部分	1 %
		2 億円を超え 2 0 億円以下の部分	0. 5 %
		2 0 億円を超える部分	0. 3 %
会社設立等	申請手続	1 件あたり	5 万円
以外の登記等	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続	1 通あたり	1 0 0 0 円
株主総会等指導	基本		4 5 万円
	総会等準備も指導する場合		7 5 万円
現物出資等の相当性の証明（会社法第 2 0 7 条第 9 項 4 号に基づく証明）	1 件あたり		3 0 万円
簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）	次により算定された額		
	給付金額が 1 5 0 万円以下の場合 給付金額が 1 5 0 万円を超える場合		3 万円 給付金額の 2 %

（任意後見及び財産管理・身上監護）

第 3 9 条 任意後見又は財産管理・身上監護の弁護士報酬の限度額は、次のとおりとする。

- (1) 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他依頼者の財産管理又は身上監護にあたって把握すべき事情等を調査し、公正証書を作成する場合の手数料の限度額は、第 3 8 条第 2 号の「法律関係調査」および「契約書類及びこれに準ずる書類の作成」に関する規定を準用する。
- (2) 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理を開始したときは、月額で定める弁護士報酬を受領することができるものとし、その限度額は次表のとおりとする。ただし、不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別に、本手引きの定めにより算定された弁護士報酬を受領することができる。

事務処理の内容	弁護士報酬の限度額
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行う場合	1 月あたり 2 万 7 5 0 0 円

依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	1月あたり	6万5000円
---	-------	---------

(3) 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約締結後、その効力が発生するまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料の限度額は、1回あたり1万7500円とする。

(被害者参加)

第40条 被害者参加手続の手数料の限度額は、次表のとおりとする。

被害者参加手続の手数料の限度額	40万円
-----------------	------

第5章 日当

(日当)

第41条 日当の限度額は、次表のとおりとする。

拘束時間	日当の限度額
半日 (往復2時間を超え4時間までの場合)	4万円
1日 (往復4時間を超える場合)	7万5000円

2 概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

第6章 実費等

(実費等の負担)

第42条 依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。

2 概算により、あらかじめ依頼者から実費を預かることができる。

(交通機関の利用)

第43条 出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

第7章 弁護士保険を利用する場合の特則

(弁護士保険を利用する場合の弁護士報酬)

第44条 依頼者が弁護士保険(権利保護保険)を利用する場合には、第3条に定める弁護士報酬の種類による方式のほか、時間制報酬(タイムチャージ)方式を採用することができる。

2 時間制報酬による方式をとるときは、その限度額は1時間あたり2万円(消費税を含まない。)とし、第3条に定める弁護士報酬の種類による方式を併用することはできない。